

# 第48回法廷だより

## 2026年4月8日、控訴審第9回期日が札幌高裁で開かれました。

曇天の下  
傍聴席は概ね満席であった

2026年4月8日午後2時30分より札幌高裁で、第9回口頭弁論期日が開かれました。

期日では、一審原告、一審被告が、それぞれ以下の書面を提出しました。

**1** 一審原告は、近郊居住の原告において、避難計画が深層防護の一環であり、各防護レベルが独立して機能する必要があり、避難防災計画について、避難防災計画の不備の検討に際して人格権侵害の具体的危険の存在が不要であること、及びそもそも避難防災計画がない市町村が存在したり、避難所がなく屋内退避が不可能であることなど実効性がないことを主張し、控訴人が引用する裁判例の引用の誤りを指摘する第10準備書面を提出し

ました。

また、原発が稼働していない現時点において人格権侵害の具体的危険性が認められないことを指摘し、近郊居住原告第9準備書面に反論する準備書面(15)を提出しました。

### 一審原告意見陳述

一審原告の意見陳述は、秋山みゆきさんが行いました。

38年間の教員生活の経験を踏まえ、子どもたちに安全安心な明日を繋ぎたいという思いを訴え、原発事故を二度と繰り返してはならず、立法や行政で止められないなら司法によるしかないことを述べるとともに、事故被害の深刻さや、事故がなくても常に不安や心配を抱えることになると指摘し、北電に対しては原発ではない新たな発電システムの増設や、地球温暖化防止対策に力を入れてほしいと述べ、「365日の笑顔」を皆に届けたいとの希望を訴えま

ました。

### 次回期日に向けた準備等

一審原告は、進行協議期日の中で控訴人に指摘された、近郊居住原告第10準備書面中の「めやす線量」に関する訂正補足と、甲B2224号証中の「火山についての説明および判断の不合理性」に関する主張を行うかの検討をし、令和8年5月26日までに書面を提出することとなりました。

一審被告は、上記の一審原告の書面を踏まえ、必要な反論を行うこととなりました。

### 今後の予定等

次回期日は、令和8年8月26日(水)午後2時30分からです。

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責)佐々木泰平

ました。

**2** 一審被告は、海底活断層について主張する近郊居住原告第7準備書面に対し、広島大学名誉教授奥村晃史教授の意見書などに基づき反論する準備書面(14)を提出し



今回の控訴審は小野有五さんが意見陳述をします。

また、裁判が結審する可能性もあります。傍聴席からみなさんの思いを伝えましょつ。